参考資料15 第12回農地·農村部会配布資料

「農地制度のあり方について」(地方六団体)による農業・農村活性化

事務・権限の移譲等に関する見直し方針 (H25.12.20閣議決定) ※関係部分

- 〇地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、 同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び 農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地 転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 〇国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制 度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

農林水産業・地域の活力創造プラン (H26.6.24改訂)

- ○「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱 ①需要フロンティアの拡大 ③多面的機能の維持・発揮 ②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築 ④生産現場の強化 →農業・農村全体の所得の倍増を今後10年間で目指す
- 新たな農地面積の見通しの考え方について (食料・農業・農村政策審議会 企画部会)
- 〇農業の持続的な発展を通じて、食料の安定供給の確保、多面的機能の 発揮を図るため、農地面積のすう勢を踏まえつつ、国内の農業生産に 必要な農地を確保

まち・ひと・しごと創生本部 〇基本方針 (H26.9.12)

1. 基本目標(抜粋) 地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。 そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる

地方を創生し、地方への人の流れをつくる。(以下略) 〇終合戦略の趣旨(H26.10.10本部会議提出)

- Ⅱ 政策分野ごとの取組の例
 - 2. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 個別産業の基盤強化(・・・、農林漁業、・・・)

活力ある地方の創生のため、食料の安定供給等のために農地を確保しつつ、農業・農村の活性化を図ることは、政府と地方、共通の重要テーマ

地方六団体の提言

マクロ管理

現行制度の課題

- 〇農地の総量確保目標 と現実の乖離
- ○目標設定プロセスの 課題 (施策効果の 見込みが過大等)

提言

提言

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組み に市町村を参加させ実効性を確保

- ○市町村が主体的に設定した目標の積上げを 基本とし、国、都道府県、市町村が議論を 尽くした上で国の総量確保目標を設定
- ○新たに市町村計画において確保すべき 農用地等の面積目標を明記
- 〇目標管理に係る実行計画の実施状況等に ついて、第三者機関が事後評価

〇地方は、目標達成に責任を負って、農振農用地 の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑 制・再生に取り組み、**農地を確保**

農地確保

農業生産に必要な農地の確保

提 言 産業振興施策の実施

- 〇農地の確保と併せ、農地において農業が力強く 営まれるよう、以下のような施策を推進
 - 農地の集積・集約化(農地中間管理機構)
 - ・担い手への支援(新規就農者や就農希望者等)
- ○**市町村が目標設定に関わる**ことで、土地利用行 政を総合的に担うこととなり、自主的にまちづ くりを実施
- 〇確保する必要がある農地以外については、<u>転用</u> <u>手続きが迅速化</u>することにより、地域の農業・ 農村の維持等のため、有効に活用

農村の維持等のため、有効に活用

〇まちづくりの要となる以下のような施策を併せ て実施

地域振興施策の推進

- ・農業の六次産業化(海外を含めた販路開拓、 付加価値の高い商品開発 等)
- ・農村の活力向上(地域協働活動への支援、中 山間地域等の耕作環境整備 等)

〇確保された農地において、産業振興施策が実施されることで、<u>農業の基盤強化が</u>図られるとともに、農業・農村の所得が増加し、「強い農業」が実現

農林漁業の基盤強化

強い農林水産業

○人口減少社会を迎え、地方が 主体となって、農地を確保し つつ、地域振興施策を実施す ることにより、**総合的なまち** づくりを推進

美しく活力ある農山漁村

魅力あふれる地方の創生

食料の安定供給を実現

将来世代へ継承機能を発揮

山 管 理

現行制度の課題

〇大臣許可・協議に係 る農地転用に多大な 時間・手間を要し、 迅速性に欠けるとと もに、総合的なまち づくりに支障

551

農地転用許可制度等(ミクロ管理)の 見直し [市町村主体]

- ○個々の農地転用許可等については、大臣 許可・協議を廃止し、市町村に移譲
- 〇必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- 〇都道府県農業会議への意見聴取は、一律 の義務付けを廃止

地方分権

悪念等への対応

農振除外・転用許可の基準は厳格に運用

O 提言は市町村が土地利用行政を総合的に担うことを目的とする一方、優良農地は法令に従って守ることが前提

耕作放棄地化を防止

|提 言|

- O 耕作放棄地の発生抑制・再生を含め、農地の総量確保の目標は国と地方が議論を尽くした上で設定。<u>地方も国とともに責任を持って目標達成のための施策に取り組む</u>(中間管理機構、耕作放棄地対策等)
- O 目標設定に係る<u>「実行計画」</u>の実施とそれによる農地確保の状況について、第三者機関が事後評価し、公表